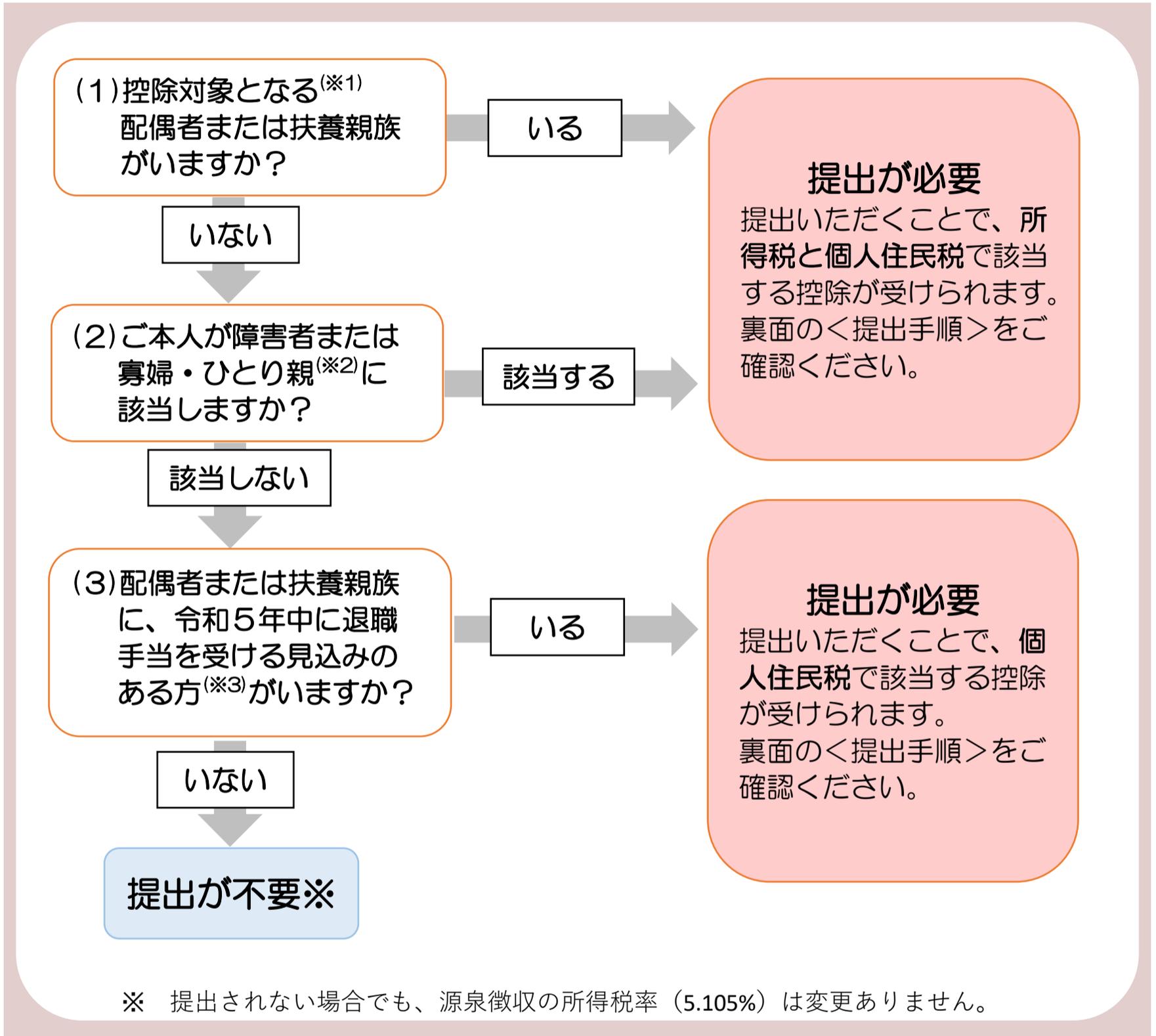


扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記フロー図で提出が必要かご判断ください
提出すると該当する控除が受けられます



※ 1：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※ 2：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引き3ページをご覧ください。

※ 3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

控除対象の条件等について、詳しくは同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。

大切なお知らせ（裏面）

税制改正に伴う主な変更点

○扶養控除の対象となる国外居住の扶養親族の要件の見直し

税制改正により、国外に居住する扶養親族の要件が以下のとおり変更されます。
（配偶者の場合はこのような要件はありません。）

改正前：16歳以上

改正後：16歳以上30歳未満、または70歳以上（ただし、30歳以上70歳未満であっても、次の①～③のいずれかに該当する場合は控除の対象となります）

- ①留学により非居住者となった方
- ②障害者
- ③年金受給者から年間38万円以上の送金等（生活費や教育費）を受ける見込みのある方

※網掛け部分が控除対象となります。

16歳以上～ 30歳未満	30歳以上～70歳未満	70歳以上
	①留学により非居住者となった方 ②障害者 ③年金受給者から年間38万円以上の送金等を受ける見込みのある方	

○退職手当等を受ける見込みの一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を申告することとされました

退職手当等を受ける見込みの一定の配偶者及び扶養親族について、氏名や退職所得を除いた年間所得の見積額を申告することとされました。

なお、申告することにより、お住まいの市区町村へ報告され、令和6年度の個人住民税計算の際に反映されます。

※詳しくは同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。共済組合へご相談ください。

<提出手順>

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族等に変更・追加があるかをご確認ください

変更・追加が**ない**場合

「変更なし」に☑をしたうえで、提出年月日、ご本人の氏名を記入

変更・追加が**ある**場合

「変更あり」に☑をしたうえで、同封の「手引き」を参照し、記載内容を訂正・追加

投函

申告書を返信用封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函してください
（マイナンバーが確認できる書類の添付は不要です）

※申告書にマイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません